平成２２年（フ）第２０２９６号
埼玉県八潮市緑町２丁目19―５
債務者　小幡　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２９７号
埼玉県越谷市花田４丁目19―２―203
債務者　小宮　一茂
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２９８号
埼玉県越谷市花田４丁目19―２―203
債務者　小宮　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９８号
北海道帯広市東八条南３丁目１番地23
債務者　定岡　光子（旧姓筧爪）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
北海道帯広市南町東５条２丁目38番地
債務者　加藤　武夫
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
北海道帯広市西18条南１丁目26番地11　山上コーポ
債務者　角　恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
熊本県天草市久玉町1411番地３　殿崎団地６―５
債務者　吉田　　修
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１６３号
青森県五所川原市金木町芦野200番地14
債務者　夏坂養豚所こと夏坂畜産こと　夏坂　繁孝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
青森県五所川原市金木町芦野200番地14
債務者　夏坂　綾子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
青森県つがる市木造兼館袖懸51番地６
債務者　江良　幹子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
青森県五所川原市字雛田147番地12
債務者　新岡　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
青森県五所川原市相内岩井81番地372
債務者　白川　静子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２０１２６号
東京都足立区谷中５丁目２―１　インプレス北綾瀬Ｂ203
債務者　川崎　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２４９号
東京都杉並区永福２丁目15―23　佐藤茂尾方
債務者　村山　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５７号
東京都多摩市貝取３丁目４番地５―102
債務者　平井　晴子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６２０号
東京都町田市森野２丁目６番19―107号
債務者　戸梶　泰徳
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部